

## 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費

令和元年10月1日より消費税率が8%から10%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分(社会保障財源化分)については、その用途を明確にし社会保障施策に要する経費に充てられることとされています。

門川町の令和4年度一般会計当初予算における地方消費税交付金(社会保障財源化分)の充当事業については、以下のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源分) 220,000 千円

【歳出】 社会保障施策に要する経費 2,631,669 千円 (単位:千円)

区 分	当初予算額	特定財源	地方消費税交付金	一般財源
1 総合福祉関係	27,326	3,696	6,000	17,630
2 医療関係	705,534	208,322	97,000	400,212
3 介護・高齢者福祉関係	366,132	42,674	41,000	282,458
4 子ども・子育て関係	1,088,478	816,004	41,000	231,474
5 障がい福祉関係	412,067	300,930	32,000	79,137
6 共済負担金等	32,132		3,000	29,132
合 計	2,631,669	1,371,626	220,000	1,040,043